協賛事業募集要項

1.目的

大正 13 年 3 月 26 日に八雲町において開催された「第 1 回八雲農村美術工芸品評会」において、八雲で制作された木彫り熊が初めて発表され、北海道の木彫り熊の歴史が始まった。この日から 100 年後の令和 6 年 3 月 26 日を北海道の木彫り熊 100 周年の節目とし、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて八雲町教育委員会が記念事業を実施するにあたり、八雲町内から広く協賛事業を募り、町全体で木彫り熊 100 周年を祝い、広く PR する。

2.主催

八雲町教育委員会

3. 対象

趣旨に賛同する町内の個人、団体および町内に事業所を有する法人事業者

4. 内容

- (1)「木彫り熊 100 周年記念協賛」として実施したい事業(営利、非営利を問わない)を、町民、団体および町内に事業所を有する法人事業者から募る。
 - ①協替事業の要件

協賛事業への参加は自由であるが、次の要件を満たすこと。

- ア. 事業名や説明文に、「木彫り熊 100 周年記念協賛」「熊彫 100 周年協賛」「祝 木彫り熊 100 周年」「熊彫 100 周年に協賛しています」等、木彫り熊 100 周 年に協賛していることを示すこと。
- イ. 令和6年12月31日までに開催や発売等するものであること。
- ウ. 別紙申込書を八雲町木彫り熊資料館に提出すること。
- ②協賛事業として認めないもの
 - ア. 町の品位を傷つけ、又は傷つける恐れがあると認められるもの。
 - イ. 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるもの。
 - ウ. 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用され、又は利用されるおそれが あるもの。
 - エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団 若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められるもの。
 - オ. その他教育長が不適当と認めるもの。

- (2) 協賛事業は、くもはち君 100 周年記念マークを使用できる。
- ○使用上の注意
 - ①くもはち君マークのみの使用は不可とし、マークの下に「祝 100 周年」「1924-2024」の文言をいれること。
 - ②くもはち君マークと文言で、変更可の事項
 - ・線の色(基本的には単色とする)。
 - ・線以外の背景色は、単色もしくは透過処理とする。
 - ・文言のフォント。
 - ③くもはち君マークと文言で、変更不可の事項
 - · 縦横比。
 - ・マークと文言を大きく離すこと。
 - ・一部もしくは全部を塗りつぶすことや切り抜くこと。
 - ④くもはち君マークと文言を使用した制作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用した者がその責任の下、必要な措置を講ずるものとする。
- (3)協賛事業のうちチラシ掲載希望の事業は、令和6年4月4日(木)から4月19日(金)まで申請を受け付ける。チラシは5月号広報に折込予定。
- ○チラシ掲載事例
 - ①イベント等の開催での協賛
 - ・イベント名、開催日程、開催場所、申込者または主催者名、連絡先例:木彫り熊 100 周年記念協賛フリーマーケット、6 月下旬、はぴあ八雲、フリマ実行委員会、連絡先
 - ②店内装飾、広告等印刷物、WEB サイトでの使用
 - ・申込者または店舗名、連絡先

例:○○商店、連絡先

- ③商品パッケージ等
 - ・商品名、申込者または店舗名、連絡先

ただし、1申請者につき2点以上ある場合は、「1点の商品名他〇点」と省略して記載する。

例:熊ネクタイ他3点、○○ショップ、連絡先

- ※掲載の連絡先は、「電話、メールアドレス、HP アドレス」のいずれかを選択してください。
- (4) 町 HP 内に協賛事業を紹介する WEB ページを作成する。町 HP での掲載は、使用目的ごとに分けて、(3) の内容を記載する。



1924-2024 くもはち君 100 周年 記念マーク

- (5)協賛事業は、基本的に令和6年12月31日までの期間に開催等するものとする。 ただし、期間内に発売した商品等で、期間を越えて販売することを妨げるものではない。
- (6) 協賛している実態が確認できない場合、HP の掲載を取り消すこととする。

5. その他

協賛事業に関わる上記以外の事項については、教育長が別に定める。